

財政状況

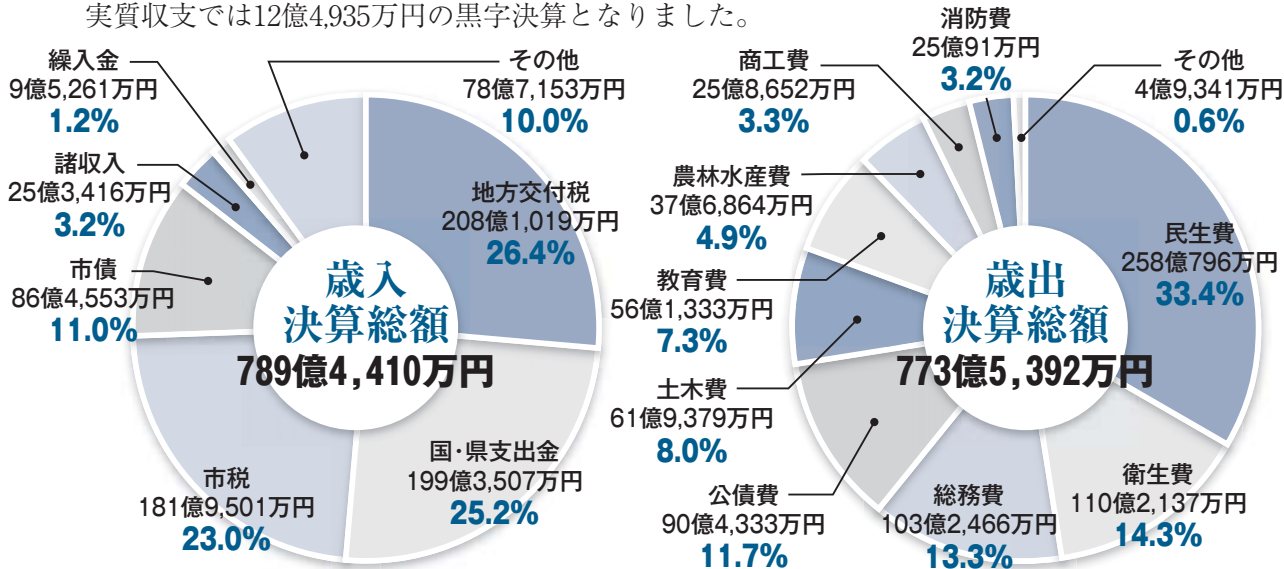
市では、皆さんの納めた税金などがどのように使われているのかをお知らせするため、財政状況を年2回公表しています。今回は、平成25年度の決算状況と平成26年度の予算（9月補正時点）をお知らせします。

◎問い合わせ 一般会計・特別会計について 財政課 ☎23-2113
水道事業について 水道局業務課 ☎23-4510



平成25年度一般会計決算

形式収支で15億9,018万円の黒字、平成26年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支では12億4,935万円の黒字決算となりました。



会計名	平成25年度決算状況		平成25年度末市債の状況			
	歳入	歳出	起債残高	交付税措置額	実質負担額	
一般会計	789億4,410万円	773億5,392万円	755億8,166万円	563億3,518万円	192億4,648万円	
特別会計	食肉センター	1億1,681万円	1億1,681万円	6億7,260万円		6億7,260万円
	下水道事業	28億3,976万円	28億3,793万円	218億9,685万円	105億6,132万円	113億3,553万円
	国民健康保険	214億 836万円	214億 33万円			
	後期高齢者医療	18億4,580万円	18億4,164万円			
	公設地方卸売市場事業	5,152万円	5,152万円	1億 53万円		1億 53万円
	農業集落下水道事業	5億4,461万円	5億4,461万円	42億5,399万円	24億5,401万円	17億9,998万円
	整備墓地	3,188万円	3,188万円	2億3,275万円		2億3,275万円
	工業用地造成事業	1億6,851万円	1億6,848万円	6億5,420万円		6億5,420万円
	介護保険	154億5,842万円	154億5,307万円			
	御池簡易水道事業	1億6,905万円	1億6,885万円	1億8,427万円	6,309万円	1億2,118万円
	簡易水道事業	3億 986万円	3億 986万円	7億8,167万円	2億2,224万円	5億5,943万円
	電気事業	2,629万円	2,447万円			
	山之口総合交流活性化センター	2,952万円	2,952万円	1,500万円	1,500万円	
	高城健康増進センター等管理事業	1億5,142万円	1億5,142万円	5,489万円	5,489万円	
合計	431億5,181万円	431億3,039万円	288億4,675万円	133億7,055万円	154億7,620万円	
企業会計	水道事業（収益的）	23億 244万円	21億2,799万円	91億8,101万円		91億8,101万円
	水道事業（資本的）	3億2,677万円	11億 539万円			

※交付税措置額とは、市債残高のうちその償還について、国が地方交付税に算入するとした額です。また、水道事業の資本的収支の不足額は、留保資金などで補てんしました



都城市の家計簿

平成25年度一般会計決算を、月額20万円の家計に置き換えると

収入

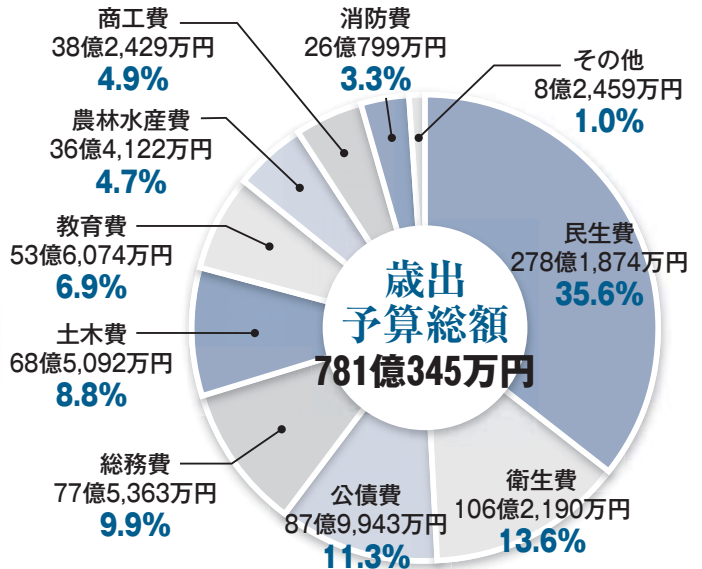
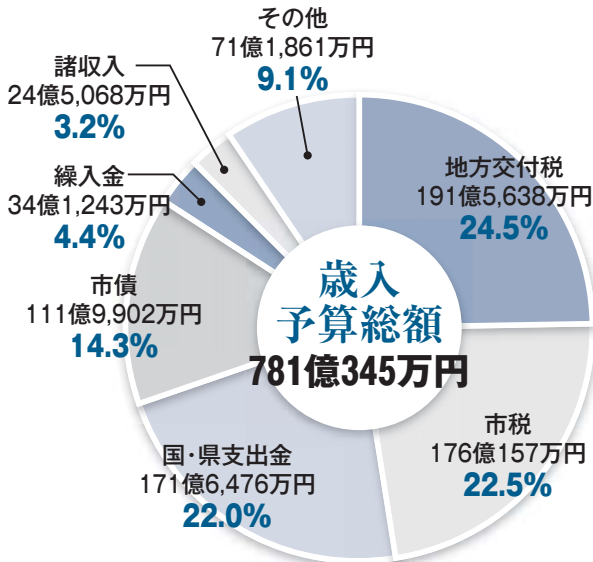
項目	金額	割合
給料（市税など）	68,564円	34.3%
父母からの仕送り（地方交付税）	52,721円	26.4%
パート収入（国・県支出金）	50,504円	25.3%
前月分繰り越し（繰越金）	3,894円	1.9%
預貯金の取り崩し（繰入金など）	2,414円	1.2%
新たな借入金（市債）	21,903円	10.9%

支出

項目	金額	割合
食費（人件費）	28,970円	14.5%
医療費、保育料（扶助費）	43,269円	21.6%
住宅ローン返済（公債費）	23,382円	11.7%
光熱水費、日用雑貨など（物件費）	19,585円	9.8%
預貯金（積立金）	12,080円	6.0%
家の修理、車の購入など（投資的経費など）	40,412円	20.2%
子どもへの仕送りなど（繰出し金・貸付金、補助など）	32,302円	16.2%

平成26年度一般会計予算（9月補正時点）

当初予算（765億7,000万円）と比較して、15億3,345万円の増となっています。



用語解説

〔歳入〕

- **地方交付税**／国税のうち所得税や法人税、酒税、消費税、たばこ税の一定割合を国が地方へ再配分する税
- **市税**／個人・法人市民税や固定資産税、軽自動車税など
- **国・県支出金**／特定の目的の事業に充てるための国や県からの補助金など
- **市債**／建設事業や災害復旧事業などの財源となる借入金
- **繰入金**／一般会計や特別会計、基金などの会計間でやりとりする資金
- **〔歳出〕**
- **民生費**／子どもや高齢者、障がいのある人など福祉全般の経費
- **総務費**／選挙や戸籍、徴税、庁舎管理などの経費
- **公債費**／市債を返済するための経費
- **教育費**／教育やスポーツ振興、文化財保護などの経費
- **土木費**／道路や公園整備、住宅管理などの経費
- **農林水産業費**／農業や林業振興などの経費
- **衛生費**／清掃や保健衛生などの経費
- **一般会計**／道路整備やごみ収集、福祉サービスの提供などの事業を行うための会計
- **特別会計**／介護保険事業や国民健康保険事業など、特定の収入（保険料や使用料など）でその仕事を賄う会計
- **企業会計**／その仕事自体に収益（使用料）があり、その収益で支出を賄う独立採算性の会計
- **形式収支・実質収支**／形式収支は歳入決算総額から歳出決算総額を差し引いた額、実質収支は、この額から翌年度へ繰り越すべき財源を控除した額

あなたの勇気が 笑顔を守る!!



近年、大規模かつ複雑化している災害。大規模な火災や地震、風水害、火山噴火などの災害に対応するには、多くの人の力が必要です。このような中、地域防災力の根幹を担う消防団の力は、ますます重要になってきています。

今回は、消防団の役割や活動の意義などについて紹介します。

◎問い合わせ 危機管理課 ☎23-2129



消防団の役割

東日本大震災など過去に発生した災害において、消防団の献身的な活動は、地域住民の信頼を得てきました。

消防団員は、自分の仕事を持ちながら「自分たちの地域は自分たちで守る」という郷土愛の精神で、地域防災活動のリーダーとして活躍しています。

また、さまざまなコミュニティ活動へも参加していて、地域振興の維持や増進にも中心的な役割を果たしています。

消防団の活動

消防団は、消防組織法に明示された任務を遂行するため、火災や自然災害が発生したときに、消火活動や救助・救援活動を行います。

また、地域の人たちの生命と身体を守るため、有事に備えてさまざまな訓練を行ったり、防災のための啓発活動などを行ったりして、皆さんの生活の安全・安心を守っています。

災害に備えた活動

平成23年3月に発生した東日本大震災では、地域住民を守ろうと、水門操作や避難誘導、搜索活動などで奮闘する消防団員の姿が報道

されました。

災害時には、危険と隣り合わせで活動する消防団員。ひとたび災害が発生すると、消防団は、地域の人たちに避難を促したり、消防署などと連携を取りながら、救助や支援などを行います。

消防団で活躍する人たち

現在、都城市消防団には、1、438人が入団していて、そのうち約63・5%が、会社員や公務員などのサラリーマンです。そして、18歳から73歳までの幅広い年代の人たちが所属していて、平均年齢は、41・4歳となっています。

このようにさまざまな人たちが、消防団で活躍しています。

消防団活動のメリット

地域の安全・安心に貢献できることに加えて、次のようなメリットがあります。

- 幅広い年代、さまざまな職種の人たちが構成されているので、世代間の交流ができる
- 消防活動以外の地域行事などにも参加できる機会が多い
- 地域の人たちと信頼関係を築くことができるので、学校行事や地域行事などに役立つ

都城市消防団女性部

都城市消防団では、20人の女性消防団員が女性部を組織しています。団員らは、1人暮らしの高齢者を訪問したり、保育所や幼稚園、福祉施設などで防災意識を高めるための啓発を行ったりしています。



都城市消防団
団長
前原 秀洋さん
(平江町)

消防団は団員の年齢の幅も広く、入団する際にはためらうかも知れません。そのため、災害活動や訓練、地域住民とのふれあいを通じて、団員間の交流を図りながら、若者が入団したいと思うような環境づくりに取り組んでいます。

若い世代の皆さんには、積極的に入団して、年代も異なる異業種の人たちとの付き合いを通じて、消防団活動を人生に役立ててもらいたいです。

これから、災害対応能力を向上させるための訓練や団員の装備の充実を図りながら、市民の皆さんの安全と安心を守って行きたいと考えています。

教えて消防団

AQ 消防団と消防署の違いは？
消防署には常勤の消防職員が勤務しています。一方、消防団は別に仕事を持った人たちによって構成されていて、団員たちは、仕事と消防団活動を両立しています。

AQ 消防団はボランティア？
災害活動や訓練に出動した場合の出動手当（内容により金額が異なります）や年額報酬（数万円程度）が市から支払われます。また、一定期間以上勤務した場合、退団時には退職報償金が支給されます。

Q 消防団に知っている人がいないだけで？
消防団はさまざまな職業を持った人たちの集団。世代も趣味も異なります。しかし、「入団して良かったことは何ですか」との問いに、「新しい友人ができた」と答える人も少なくありません。

AQ 活動中に負傷した場合は、公けがをしたときの保証は？
消防団はさまざまな職業を持つ人たちの集団。世代も趣味も異なります。しかし、「入団して良かったことは何ですか」との問いに、「新しい友人ができた」と答える人も少なくありません。



都城市消防団女性部
部長
中原 ゆかりさん
(郡元町)

知人の紹介で入団し、特に不安はありませんでした。私が入団した当時の女性部は、高齢者宅訪問が活動の中心でしたが、現在は、保育施設や福祉施設での啓発なども行って、幅広い世代を対象としています。

慌ただしい日々の中での消防団活動ですが、私たち女性部の草の根レベルともいえる啓発活動で、1人暮らしの高齢者はもちろん、幼少期から子どもの防災意識が高まることに誇りを感じています。

地域と、そこに住む皆さんの笑顔を守る消防団として、これからも活動を続けていきます。



高城方面隊第1部
団員
若木 郁弥さん
(高城町大井手)

消防団員として地域のためにがんばる父親の姿を見て、「いつかは消防団に入ろう」と心に決めていました。

入団1年目の昨年、消火技術を競う操法大会に出場しました。不安もありましたが、先輩団員の指導とチームワークで、念願の県大会出場を勝ち取ることができました。

消防団は地域に貢献できる一番の場です。地域の皆さんが安全で安心に暮らせるように、そして、皆さんから頼られる消防団員を目指して、これからも仲間と一緒に訓練に励みます。

消防団員で活動してみませんか

市内に居住または勤務している人で、18歳以上の身体強健な人であれば誰でも入団できます。あなたも消防団に入団して、地域の人たちと触れ合ったり、協力したりしながら、地域の安全を守る活動に参加しませんか。いま、あなたの力が求められています。



市・県民税の 申告を忘れずに

申告の受け付けは1月28日(水)～3月18日(水)です。

※12時～13時を除く

申告期間中は全職員が各会場に出向きますので、本庁および各総合支所窓口での申告受け付けはできません。必ず次の会場で申告してください。
なお、お住まいの地区以外の会場でも申告できます。

※確定申告をする人は、市・県民税の申告は必要ありません

◎問い合わせ 市民税課 ☎23-2123



	月日	時間	地区	場所	
西岳地区	1月29日 (木)	10:00～12:00	牛之脛	旧夏尾保 育児童館	
		13:00～15:30	馬渡、御池町		
	1月30日 (金)	10:00～12:00	田野、武床、猪子石	折田代営 農研修館	
		13:00～15:30	折田代、(御池町)		
2月9日 (月)	9:30～12:00	高野町、田野の一部	西岳地区 公民館 (クラブハウス)		
	13:00～16:00	美川町			
庄内地区	2月6日 (金)	9:30～12:00	関之尾町	庄内地区 公民館	
		13:00～16:00	宮島、今屋		
	2月9日 (月)	9:30～12:00	東区、千草		川崎、町区、西区
		13:00～16:00			
2月10日 (火)	9:30～12:00	平田、馬場	筋、今平、内場、源野		
	13:00～16:00				
志和池地区	2月12日 (木)	9:30～12:00	丸谷、巢立、万ヶ塚、寿万寺	志和池地区 公民館	
		13:00～16:00	薄谷、谷頭		
	2月13日 (金)	9:30～12:00	下水流2、下水流3、麓		下水流1、平原、岩満、崎田
		13:00～16:00			
2月16日 (月)	9:30～12:00	上水流中、森田、上水流東	上水流西、荒ヶ田、吉行		
	13:00～16:00				
沖水地区	2月16日 (月)	9:30～12:00	都北町、広瀬	沖水地区 公民館	
		13:00～16:00	吉尾町		
	2月17日 (火)	9:30～12:00	東高木、上金田		西高木
		13:00～16:00			
2月18日 (水)	9:30～12:00	太郎坊町	下金田、中金田		
	13:00～16:00				
予備日	3月16日 (月)	9:00～12:00 13:00～16:30	予備日	コミュニテ ィ センター	
	3月17日 (火)				
	3月18日 (水)				

	月日	時間	地区	場所
小松原地区	2月2日 (月)	9:00～12:00	前田町、平江町、大王町、栄町、北原町、宮丸町、小松原町	
		13:00～16:30	志比田町	
姫城地区	2月3日 (火)	9:00～12:00	早鈴町、甲斐元町、西町、都島町、松元町、上町	
		13:00～16:30	下長飯町、中町、牟田町、八幡町、蔵原町、姫城町	
妻ヶ丘地区	2月4日 (水)	9:00～12:00	妻ヶ丘町、若葉町、東町、上東町、中原町、天神町、菖蒲原町、花線町	
		13:00～16:30	上長飯町、一万城町、広原町	
祝吉地区	2月5日 (木)	9:00～12:00	郡元町、年見町、郡元一～四丁目、千町、神之山町	コミュニテ ィ センター
		13:00～16:30	祝吉一～三丁目、祝吉町、上川東一～四丁目、早水町、立野町、下川東一～四丁目	
横市地区	3月11日 (水)	9:00～12:00	都原町	
		13:00～16:30	横市町、南横市町	
五十市地区	3月12日 (木)	9:00～12:00	蓑原町	
	3月12日 (木)	13:00～16:30	鷹尾一～五丁目、南鷹尾町	
		3月13日 (金)	9:00～12:00	
	13:00～16:30		平塚町、今町	
中郷地区	1月28日 (水)	10:00～12:00	尾平野	石原営農 研修館
		13:00～15:30	石原	
	2月17日 (火)	9:30～12:00	下安久	中郷地区 市民交流 センター
		13:00～16:00	川内、上安久	
	2月18日 (水)	9:30～12:00	東豊満、西豊満	
		13:00～16:00	大菌、益貴	
	2月19日 (木)	9:30～12:00	高野原、女橋	
		13:00～16:00	大浦、麓	
2月20日 (金)	9:30～12:00	雄児石、嫁坂		
	13:00～16:00	弘川、藤田、正応寺		

平成27年度

市民税・県民税の主な改正内容

①住宅ローン控除の延長と拡充

居住年の適用期間が平成29年12月31日まで延長され、平成26年4月から平成29年12月までに居住した場合、控除限度額が拡充されます。

●控除限度額

平成26年3月までに居住した場合

所得税の課税総所得金額等の5割（最高9万7,500円）

平成26年4月～平成29年12月に居住した場合（ただし、消費税率が8割または、10割の場合に限る）

所得税の課税総所得金額等の7割（最高13万6,500円）

②上場株式などの配当や譲渡所得などに係る軽減税率の廃止

特例措置として適用されていた

3割の軽減税率が平成25年12月31日で廃止され、5割の税率が適用されます。（所得税15割、市民税3割、県民税2割）

営業・農業・不動産所得のある皆さん

農業などの事業所得がある人は、必ず事前に経費の計算をしてから申告会場に来場ください。計算をしていないと、計算後に受け

付けますので、順番が前後する場合があります。また、平成26年1月1日から、事業所得・不動産所得または山林所得を生ずべき業務を行っている全ての人は、記帳・帳簿などの保存が必要です。

都城税務署確定申告

●期間 2月12日(木)～3月16日(月)

※土・日曜日を除く

●時間 9時～16時

●場所 ウエルネス交流プラザ

※2月12日(木)、13日(金)は年金・給与所得者が対象になります

※税務署内には、確定申告会場は開設しません

確定申告書の作成

国税庁のホームページに掲載している「確定申告書等作成コーナー」では、画面案内に従って金額などを入力することで、所得税や復興特別所得税、消費税、地方消費税、贈与税などの確定申告書を作成できます。

https://www.keisan.nta.go.jp/h25/ta_top.htm

●問い合わせ

都城税務署 ☎22-4377
(自動音声案内)

月日	時間	地区	場所
2月23日(月)	9:30~12:00	牛谷、万ヶ塚、石風呂、上椎屋、平山	山田総合センター
	13:00~16:00	竹脇、大古川、脇之馬場、田中	
2月24日(火)	9:30~12:00	瀬茅、毘砂丸、修行	
	13:00~16:00	長谷、谷1、2、和田上	
2月25日(水)	9:30~12:00	古江、山内1、山内2	
	13:00~16:00	谷3、5、6、7、8、9	
2月26日(木)	9:30~12:00	北田、池之原、浜之段、上是、下是	
	13:00~16:00	西楯、瀬之口、百原、中村、倉平	

月日	時間	地区	場所
1月28日(水)	9:30~11:00	永野	永野営農研修館
	13:00~15:30	青井岳	青井岳営農研修館
2月10日(火)	9:30~12:00	正近、乗平、六十田、田原、下平	山之口地区公民館
	13:00~16:00	桑原1~3、中原、富吉団地	
2月12日(木)	9:30~12:00	東、原田、飯起、野上、五反田	
	13:00~16:00	榎木、上森、麓1~4区	
2月13日(金)	9:30~12:00	街区1~5、向原東、西向原1~3	
	13:00~16:00	西向原5~10、川内、前方	

月日	時間	地区	場所
2月6日(金)	10:00~12:00	竹元、崎山	水小中学校クラブハウス
	13:00~15:30	椎屋、後平	
3月4日(水)	9:30~12:00	上新田、鍋、旭	高崎保健センター
	13:00~16:00	栢木、田平、中央団地、牟礼水流、荒場	
3月5日(木)	9:30~12:00	横谷、共和	
	13:00~16:00	三和、蔵元、高坂	
3月6日(金)	9:30~12:00	谷川、町倉、栗巣、杉倉	
	13:00~16:00	割付、迫間、山神原、野平、上勢西	
3月9日(月)	9:30~12:00	温水、炭床、新生	
	13:00~16:00	吉村、原村、下新田	
3月10日(火)	9:30~12:00	田中、権堀、松ヶ水流、東	
	13:00~16:00	小牧、轟、鵜戸、塚原、木下	

月日	時間	地区	場所
2月19日(水)	9:30~12:00	第15・18・19自治公民館	高城農村環境改善センター
	13:00~16:00	第12・新第19第20自治公民館	
2月20日(金)	9:30~12:00	第13・14自治公民館	高城生涯学習センター
	13:00~16:00	第16・17自治公民館	
2月27日(金)	9:30~12:00	第1自治公民館	高城生涯学習センター
	13:00~16:00	第2・6自治公民館	
3月2日(月)	9:30~12:00	第7・8自治公民館	高城生涯学習センター
	13:00~16:00	第9・10自治公民館	
3月3日(火)	9:30~12:00	第3・11自治公民館	高城生涯学習センター
	13:00~16:00	第4・5自治公民館	